

雇用保険法の失業等給付、健康保険法の出産手当金・傷病手当金に関する誓約書

関西電力健康保険組合
常務理事 殿

	令和	8	年	2	月	10	日
氏名	関西 健太郎 ⑩						
被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7

「自筆の場合、押印は省略可」

家族 関西 保子 続柄 妻 の被扶養者（増）の手続きに際し、
以下のとおり誓約いたします。

- 雇用保険法の失業等給付や健康保険法の出産手当金、傷病手当金を受給し、かつ、その日額が3,611円（※）を上回る場合は、速やかに「被扶養者異動届（減）」の手続きを行います。
 - ※ 60歳以上の者、障害年金受給者は日額4,999円
 - ※ 19歳以上23歳未満の者は日額4,166円
- 再就職（パート・アルバイト含む）、別居等、上記対象者の状況に変更があった場合についても、速やかに必要な手続き（「健康保険被扶養者異動（減）」等）を行います。

上記誓約内容に相違があった場合は、扶養認定日、もしくは健康保険組合が指定する日まで遡って被扶養者資格を取り消されても、一切の異議申し立てを行なわない。

以上

<参考>

関西電力健康保険組合「被扶養者認定基準」（※）

- 雇用保険法による失業給付等や、健康保険法による傷病手当金・出産手当金を受給する場合、原則として被扶養者とししない。
- ただし、失業給付や傷病手当金、出産手当金の日額が3,611円（※）以下の場合はこの限りではない。
- なお、3,611円（※）以下であっても、給与収入などその他の収入と合わせて年額・月額収入の限度額範囲外となった場合は扶養認定しない。
 - ※60歳以上の者、障害年金受給者は日額4,999円
 - ※19歳以上23歳未満の者は日額4,166円

※かんでんけんぼホームページ「すこやかweb」の「健康保険に加入する人」参照。

失業給付や出産、傷病手当金に限らず、「パート・アルバイトによる収入がある場合」等の被扶養者条件を掲載しております。必ずご一読くださいますよう、よろしくお願いいたします。

（令和8年3月）